

庶務諸給与事務

(2) 特殊勤務手当実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容										
守口東高等学校	<p>直接監督責任者が、特殊勤務手当の実績報告内容を確認せずに承認したため、手当の支給に誤りが生じたものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="454 569 1626 651"> <thead> <tr> <th></th> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教員A</td> <td>平成29年6月</td> <td>17,100円</td> <td>16,400円</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table>						過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	教員A	平成29年6月	17,100円	16,400円	700円	<p>検出事項について速やかに是正措置を講じられたい。</p> <p>また、直接監督責任者は総務事務システムにより、教員の特殊勤務実績及びその報告内容に誤りが無いか把握を行うなど適正な勤務管理を行われたい。</p>	<p>平成29年6月支給の特殊勤務手当について、過払支給額を戻入した。</p> <p>今後は、直接監督責任者が教員の特殊勤務実績及びその報告内容を確認し、適正な事務処理を行う。</p>
	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額													
教員A	平成29年6月	17,100円	16,400円	700円													

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月5日）